

会員各位

令和6年度 労働判例セミナー ～年間登録のご案内～

めまぐるしく変化する雇用情勢に伴い、個別労働紛争は増加しており、企業は紛争や問題発生後の「事後的対応」から「未然防止」に重点を移すことが求められています。さらに近年、相次ぐ労働関係法令が改正・施行されており、それに伴う労務トラブルの増加も予想されます。

このような中、判例法理の意義はきわめて重要であり、本会では「労働判例セミナー」を本年度も実施し、別記のテーマで年間3回にわたって各々専門の弁護士より教示いただきます。

難しい労使問題に直面される人事・労務担当者にとって実践的、かつ体系的に勉強する格好の機会になると存じますので、ぜひとも多数ご登録、ご参加をお願い致したくご案内申し上げます。

1. 開催 1) 年間3回の例会(令和6年5月・8月・11月)(1回2時間)
2) 毎回1時間30分程度、講師よりテーマについて講義を聴き、その後30分程度質疑・意見交換を行う。
3) 個別相談については、事前に申し出ていただければ対応いたします。
2. 対象 原則として、協会会員企業の役員、人事労務担当者等をメンバーとする。
3. 受講料金 会員 3回シリーズ 一名 15,000 円。 1回毎の申込 一名 8,000 円
会員外 3回シリーズ 一名 30,000 円。 1回毎の申込 一名 15,000 円
4. 定員 20名(定員になり次第締め切らせていただきます)
5. 講師 労働問題についてのベテラン弁護士
～ 大阪弁護士会所属 ～
竹林竜太郎氏 鈴木蔵人氏 吉崎泰広氏
6. 会場 東洋ビル4階 堺経営者協会 セミナー室
7. 申込方法 別紙登録申込書に所要事項ご記入の上、FAX 又はメールで
令和6年10月迄(第1講受講の方は5月24日迄)に下記までお申込み
下さい。

[申込先] 堺経営者協会 宛

〒590-0074 堺市堺区北花田口町3丁1-15 東洋ビル4階

TEL: 072-226-2611 FAX: 072-226-2633

メールアドレス info@sakai-keikyo.org

